

2021. 6. 23-3

熱海市指令観視第13号

文書番号	熱観観	13号	目次番号	
決裁区分	[Redacted]			区分
收受	令和	年	月	日
起案	令和	3年	6月	23日
決裁	令和	3年	6月	23日
施行	令和	年	月	日
完結	令和	年	月	日
保存年限	1	5	10	永
類目	公印承認欄			至
付記	[Redacted]			急 <input type="checkbox"/>
				秘 <input type="checkbox"/>
				重 <input type="checkbox"/>
				要
主管	観光建設部		先方の文書	
	観光経済課		・ 付	
[Redacted]			第 号	
[Redacted]			起案者	
合議	[Redacted]			指示・意見
あて先			発信 <input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 会計管理 <input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長 者名 <input type="checkbox"/> ()	
標題 民有林立木無届伐採に対する指導書の送付について 【 照会 回答 通知 依頼 報告 復命 実施 申請 制定 指令 決定 () 】 標題について、指導書を送付してよいでしょうか。また、経緯は以下のとおりです。 令和3年6月15日、まちづくり課より森林法の対象箇所で土砂搬入行為をしているとの情報 提供を受け、令和3年6月18日、まちづくり課、都市整備課とともに業者の事情聴取を実施した ところ、森林の伐採も行っているとのことなので森林法に規定される届出を提出するよう指導を				

実施した。業者は届出の必要性がない規模での伐採との認識でいたため未届けであったことが認められたことから、指導書を発送し今後このようなことが無いよう、顔末書の提出を求めるもの。

なお、この場所は以前から、小規模林地開発に伴う伐採届が2回、緊急伐採届出書が提出されており、[redacted]市の関係部署、東部農林との情報の共有し動向を注視する必要があると考えます。

東部農林 治山課 連絡 (三)

西務 等 からの場合は 対応に付しては 事、

指 導 書 (第 1 号)

熱海市指令観観第号
令和 3 年 6 月 日

殿

熱海市長 齊藤 栄

貴殿は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって、「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。この行為は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定に違反していますので厳重に注意します。

今後、森林の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行うよう指導します。なお、今後同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づき告発等の措置を講ずることとなりますので、十分留意願います。

担当：熱海市観光経済課

電話：

FAX：

指 導 書

熱海市指令観観第13号
令和3年6月23日

■■■■ 殿

熱海市長 齊藤



貴殿は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって、「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。この行為は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定に違反していますので厳重に注意します。

今後、森林の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行うよう指導します。なお、今後同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づき告発等の措置を講ずることとなりますので、十分留意願います。

担当：熱海市観光経済課

電話：■■■■

FAX：■■■■